

## 省エネルギー型製品販売事業者評価制度の概要

### 1. 趣旨

民生部門については、エネルギー消費の増加傾向が著しい状況に鑑み、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下、「省エネ法」という。)において、特定機器の判断の基準(トップランナー基準)が定められ、製造事業者等は当該基準を達成すべく努力している。

他方、省エネルギー型製品は消費者が使用しなくては効果が出ないため、省エネルギー型製品の普及をより促進させる必要がある。そこで、製造事業者等と消費者との接点となる「販売事業者」による省エネルギー型製品の普及に対する取組を評価し公表する具体的な方策として、本制度を創設することとした。

### 2. 具体的な評価方法

#### (1) 評価対象

大規模家電販売店：店舗面積 500 m<sup>2</sup>超であり、家電製品及びガス機器の販売高が総販売高の 50%以上の店舗を店舗単位で評価。

中小規模家電販売店：店舗面積 500 m<sup>2</sup>以下であり、家電製品の販売高が総販売高の 50%以上の店舗を店舗単位で評価。

#### (2) 評価項目

①運営方針、②店員の知識と意欲、③購入のし易さ、④販売実績、⑤店舗の省エネ等の取組について評価。

#### (3) 募集方法

販売事業者による公募方式

#### (4) 評価・決定方法

財団法人省エネルギーセンターに設けられた「省エネ型製品普及推進評価委員会」において、提出された自己評価書及び現地調査に基づき評価し、「省エネ型製品普及推進優良店」及び表彰候補について決定した。

#### (5) 実施主体

財団法人 省エネルギーセンター 調査第一部

### 3. 省エネ型製品普及推進優良店評価委員会委員名簿

委員長	田中 利見	上智大学経済学部教授
委員	大江 宏	亜細亜大学経営学部教授
	長見 万里野	財団法人日本消費者協会参与
	梶原 成元	環境省地球環境局地球温暖化対策課長
	河口 真理子	株式会社大和総研主任研究員
	永田 康子	埼玉県消費生活コンサルタントの会元代表
	三木 健	経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー対策課長
	三村 光代	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会監事
	村越 千春	株式会社住環境計画研究所取締役研究室長
	森田 和敬	財団法人家電製品協会環境部長(兼流通部長)
	渡辺 達朗	専修大学商学部教授

#### (問い合わせ先)

財団法人 省エネルギーセンター 調査第一部

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3丁目19番9号 ジオ八丁堀

電話：03-5543-3017 FAX：03-5543-3021

担当：有馬、近藤、坂本